

一般事業主行動計画(策定)・変更届

届出年月日 令和 3 年 2 月 24 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな) シャカイフクシホウジンタテノフクシカイ
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人立野福社会

(ふりがな) リジチョウ ヒグチ ヒサユキ
(法人の場合) 代表者の氏名 理事長 樋口 久幸



主たる事業 老人福祉事業

住 所 〒933-0341
富山県高岡市上渡 161 番地

電 話 番 号 0766-31-5700

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 1 1 6 人 (うち有期契約労働者 4 3 人)
 - ① 男性労働者の数 2 5 人
 - ② 女性労働者の数 9 1 人
2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 平成・(令和)3年2月22日
3. 変更した場合の変更内容
 - ① 一般事業主行動計画の計画期間
 - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・(令和)3年4月1日 ~ 平成(令和)8年3月31日
5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度 (有)・無)
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有)・無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 平成・(令和)3年5月1日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用(両立支援のひろば・自社のホームページ・その他)
 - ② その他の公表方法
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
 - ② 書面の交付
 - ③ 電子メールの送信
 - ④ その他の周知方法
9. 次世代育成支援対策の内容(第二面・第三面に記載すること)
10. 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定(くるみん認定)の申請をする予定 (有・無・未定)
11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)の申請をする予定 (有・無・未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	総務
(ふりがな) 担当者の氏名	またば みちこ 又場 美智子

雇用形態別人数

(単位:人)

	正職員	パート	有期契約	全職員
男	15	6	4	25
女	62	21	8	91

雇用形態別勤続年数

(単位:年)

	正職員	パート	有期契約	全職員
男	8.0	7.4	10.2	8.2
女	7.0	10.7	13.8	10.2

行 動 計 画

職員が仕事と子育て又は介護を両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

社会福祉法人 立野福祉会
理事長 樋口 久幸

1 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 職員が長期にわたって安心して働き続ける環境の整備を進める。

< 対 策 >

- 令和3年度～
- ・育児休業、介護休暇等を取得しやすい環境を整備する。
 - ・育児休業、介護休暇等を取得している職員が安心して働くことが出来るよう、職員同士が協力し合える職場作りを提案・意識づけを進める。

目標2 管理職が職員のメンタルヘルスに配慮し、メンタルヘルス相談等について説極的に周知する

< 対 策 >

- 令和3年度～
- ・就労における悩み等を相談できる相談窓口を設置し、女性職員が気軽に相談できる体制を整備する。
 - ・職員のメンタルヘルスに気を配り、面談時に必要を感じたら速やかに相談機関等の周知を図る。